

嶺南広域行政組合財務規則

平成 9 年 7 月 1 日
規 則 第 5 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令その他特別に定めるものを除くほか、この組合の財務に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務処理等)

第 2 条 この組合の財務の事務処理については、別に定めのあるもののほか、管理者の属する市町の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。